

パブリックコメントへのご意見と回答

番号	ご意見	回答	計画修正の有無
1	<p>・良好な景観の形成に関する方針</p> <p>斜面地に広がる農地景観の保全について、まず兼業でも生活できる環境（農業として）が必要だと考えます。一次産業の収入を上げることに努めなければならないでしょう。</p> <p>さらには、多くの農家さんでは高齢化が進み、後継者がなくなってきているように思います。後継者対策についても収入の問題は考えなければならないことだと思います。</p> <p>中山間事業についても、手続きを簡素化し、多くの住民に活用してもらえるように務めなければならないと思います。</p> <p>斜面地の集落や農地には日照条件の改善も考える必要があります。補助金制度など、今よりも手厚く補助する必要があると思います。</p> <p>山林の地主調査や交渉、契約など代行業務をする組織があれば蔭切り事業も進みやすくなるのではないのでしょうか。</p>	<p>景観計画において規制や制限の対象となるのは、建築物と工作物です。そのため、農地や山林といった土地利用に対して、景観計画は、直接は機能しません。</p> <p>しかし、農地や山林は景観を構成する重要な要素の一つです。このような景観を維持していくためには、景観計画だけでなく、より広い分野での対策を考えていく必要があります。</p> <p>そのため、本景観計画では、関連する計画を列記し、景観計画だけで景観を整えていくわけではないことをわかるようにしています。景観計画を運用するなかで、関係機関と共有し、景観計画がより効力を発揮できる状態を創出し、町と町民、事業者等が一丸となって取り組んでいけるようにします。</p>	無
2	<p>・景観重要公共施設*の指定等に関する事項</p> <p>指定対象案に、鮎喰川の支流と、町道や町が管理運営する橋梁、ガードレール、土木建造物を含めてはいかがでしょうか。</p> <p>これらも地域の景観を形成する重要な要素であると考えられるためです。全ての道路や建造物等が対象ではなくとも、特定の区域や場所、箇所によって将来世代につなぐ公共的な意義や価値のある対象があるかと思えます。</p> <p>近隣の事例では、上勝町檜原地区景観計画が参照できると考えられます。</p>	<p>この度、策定します神山町景観計画において、景観重要公共施設の対象としているのは、国や県が管理している公共施設になります。町が管理する公共施設については、今回の景観計画には含まれておりません。</p> <p>ただし、これまでに勉強会や策定委員会において、景観に配慮した公共施設（土木構造物を含む）のあり方も考えるべきではとの声を複数頂いております。今後、町管理の公共施設の在り方についても、関係機関との協議を踏まえた上で、可能な限り対応ができるように仕組みを整えていきます。</p>	無

※景観重要公共施設・・・道路、河川、都市公園、海岸保全区域等の海岸、港湾、漁港、自然公園における施設、その他景観法施行令第2条で定める施設

パブリックコメントへのご意見と回答

番号	ご意見	回答	計画修正の有無
3	<p>・屋外広告物の表示及び提出する物件の設置に関する行為の制限</p> <p>「『徳島県屋外広告物条例』を適用する」とありますが、県として定めているため、それは前提であると考えられます。町の景観計画では、より地域に即した制限を検討してはいかがでしょうか。</p> <p>その道筋としては、行政区域内に中山間地域があり、景観計画を策定している自治体の事例を参照できるかと思います。</p> <p>例えば、愛媛県内子町や高知県梶原町の景観計画のように、自治体によっては、広告で使用できる色やデザインの限定をすることで良好な景観を保とうとする事例があります。</p>	<p>屋外広告物における、届出が必要となる対象行為について、別表のとおり定めています。ただし、町の景観に調和する独自の基準、色やデザインの制限に関しては、今のところ定められていません。町独自に規制をかけるには、別途、県から権限の委譲をうけ、屋外広告物条例を制定する必要があるため、まずは、町にどのような屋外広告物が設置されるのか、把握するために景観計画を運用していきます。</p> <p>今後、町独自の基準や制限に関しては、関係機関との協議を踏まえて対処していきます。</p>	無
4	<p>・その他</p> <p>今回のパブリックコメントを経て、計画が策定される進め方ではなく、第2回目のパブリックコメントを取られてはいかがでしょうか。</p>	<p>この度、策定する景観計画は、計画として成立するために最低限必要な事項を定めています。今後、各地域で目標像を踏まえた、より詳細な計画を策定するなど、計画を深化させていく予定です。その際に、必要に応じてパブリックコメントを実施いたします。一方で、町民の皆さまと一緒に景観計画について考える機会も今後、創出していきたいと考えています。</p>	無

別表（届出対象行為）

対象行為	規模
(1) 建築物の新築、移転、増築、改築、外観を変更することとなる修繕又は模様替、若しくは色彩の変更	延べ面積10㎡
(2) 工作物の新築、移転、増築、改築、外観を変更することとなる修繕又は模様替、若しくは色彩の変更で、次のいずれかに該当するもの	
ア 煙突(支枠及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。)	高さ6m
イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ15m
ウ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ3m、又は、 広告等の表示面積4㎡
エ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	高さ5m
オ 擁壁その他これに類するもの（空石積み空石積みで修復する場合を除く。）	高さ1m
カ 柵、垣、門、塀その他これらに類するもの	高さ2m
キ 人工地盤その他これらに類するもの	面積200㎡
ク 立体駐車場又は立体駐輪場	高さ8m
ケ ゴルフ練習場その他これに類するもの	高さ10m
コ 電話中継局として設置する電波塔その他これに類する施設	高さ4m
(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為	面積200㎡
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更	面積500㎡
(5) 木竹の植栽又は伐採	面積1,000㎡
(6) 水面の埋立て	面積500㎡
(7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積期間90日、又は、 物件の高さ1.5m、かつ、 集積・貯蔵のための土地の面積が500㎡

※土地に固定しない倉庫、工所用仮設建築物、仮設店舗、仮設興業場は除く。

※「高さ」とは、建築物・工作物が周囲の地面と接する最も低い位置からを指す。